

<p>二十 抹消した登録の回復又は登録の更正 若しくは変更の登録</p> <p>二十一 登録の抹消</p>	<p>払金額</p> <p>不動産の個数</p> <p>不動産の個数</p>	<p>一個につき千円</p> <p>一個につき千円</p>
<p>二十二 特定鉱業権の登録（特定鉱業権の信託の登録を含む。）</p>		
<p>(一) 探査権の設定の登録</p>	<p>共同開発鉱区の面積</p>	<p>十平方メートルにつき三百円</p>
<p>(二) 探査権の共同開発鉱区の減少の登録</p>	<p>共同開発鉱区の減少をする部分の数</p>	<p>一個につき十 二万円</p>
<p>(三) 探査権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の面積</p>	<p>十平方メートル につき三十 十円</p>
<p>ロ その他の原因による移転の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の面積</p>	<p>十平方メートル につき百 五十円</p>
<p>四 放棄による探査権の消滅の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の数</p>	<p>一個につき六 万円</p>
<p>五 探掘権の設定の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の面積</p>	<p>十平方メートル につき二 千四百円</p>
<p>六 探掘権の存続期間の延長の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の面積</p>	<p>十平方メートル につき二 百四十円</p>
<p>七 探掘権の共同開発鉱区の減少の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の減少をする部分の数</p>	<p>一個につき一 十四万円</p>
<p>八 探掘権の移転の登録</p>		

<p>(一) 探査権の設定の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の面積</p>	<p>十平方メートル につき三 百円</p>
<p>(二) 探査権の共同開発鉱区の減少の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の減少をする部分の数</p>	<p>一個につき十 二万円</p>
<p>(三) 探査権の移転の登録</p> <p>イ 相続又は法人の合併による移転の登録</p>	<p>共同開発鉱区 の面積</p>	<p>十平方メートル につき三 十円</p>
<p>十七の二 特定鉱業権の登録（特定鉱業権の信託の登録を含む。）</p>		
<p>(一) 新規登録</p>	<p>損害賠償の支 払金額</p>	<p>千分の一</p>
<p>(二) 抹消した登録の回復又は登録の更正 若しくは変更の登録</p>	<p>不動産の個数</p>	<p>一個につき千 円</p>
<p>(三) 登録の抹消</p>	<p>不動産の個数</p>	<p>一個につき千 円</p>
<p>十七 鉱業法第百十四条第二項（予定された損害賠償額の登録）の規定による登録</p>		
<p>(一) 登録の抹消</p>	<p>鉱区又は租鉱 区の数</p>	<p>一個につき千 円</p>
<p>(二) 共同砂鉱権者又は共同租鉱権者の脱 退の登録</p>	<p>区の数</p>	<p>千五百円</p>
<p>(三) 附記登録、仮登録、抹消した登録の 回復の登録又は登録の更正若しくは変 更の登録（これらの登録のうち(一)から (四)までの登録に該当するものを除く。）</p>	<p>区の数</p>	<p>一個につき千 円</p>
<p>(四) 登録の抹消</p>	<p>区の数</p>	<p>一個につき千 円</p>

イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二百四十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二百円
九 放棄による採掘権の消滅の登録	共同開発鉱区 の数	一個につき六万円
十 抵当権の設定又は特定鉱業権若しくは抵当権の処分制限の登録	債権金額又は 共同開発鉱区 の数	千分の四 一個につき二十万円
十一 順位の変更による抵当権の変更の登録	共同開発鉱区 の数	一個につき二十万円
十二 抵当権の移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき六十円
十三 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二十円
十四 その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二十円
十五 信託の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二十円
十六 特定鉱業権共有者の脱退の登録	共同開発鉱区 の数	一個につき九万円
十七 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち「」から「」までに掲げるものを除く。）	共同開発鉱区 の数	一個につき二万円
十八 登録の抹消	共同開発鉱区 の数	一個につき二万円

ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき百五十円
四 放棄による探査権の消滅の登録	共同開発鉱区 の数	一個につき六万円
五 採掘権の設定の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二千四百円
六 採掘権の存続期間の延長の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二百四十円
七 採掘権の共同開発鉱区の減少の登録	共同開発鉱区 の減少をする 部分の数	一個につき十四万円
八 採掘権の移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二百四十円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二十円
九 放棄による採掘権の消滅の登録	共同開発鉱区 の数	一個につき六万円
十 採掘権の設定又は特定鉱業権若しくは採掘権の処分制限の登録	債権金額又は 共同開発鉱区 の数	千分の四 一個につき二十万円
十一 順位の変更による採掘権の変更の登録	共同開発鉱区 の数	一個につき二万円
十二 採掘権の移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき六十円
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二十円
ロ その他の原因による移転の登録	共同開発鉱区 の面積	十平方メートルにつき二十円





設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）

二 株式会社若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記（へ及びチに掲げる登記を除く。）

ホ 合併又は組織変更による株式会社若しくは有限会社又は有限責任中間法人の設立の登記

は基金（代替基金を含む。）  
以下この号において同じ。

の総額

（これによつて計算した税額が六万円に満たないときは、申請件数一件につき六万円）  
増加した資本 千分の七  
の金額又は基金の総額

（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）  
資本の金額又は基金の総額 千分の一・五  
（合併により消滅した会社若しくは中間法人又は組織変更をした会社の当該合併又は組織変更の直前における資本の金額又は基金の総額（当該消滅した会社又は中間法人が合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人である場合には、九

十九 会社又は外国会社の商業登記（保険業法（平成七年法律第百五号）第六十五条（商業登記法の準用）の規定によつてする相互会社の登記及び保険業法第二百二十五条又は第二百六条（商法等の準用）の規定によつてする外国相互会社の登記並びに中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第五十一条（商法及び商業登記法の準用）の規定によつてする中間法人の登記を含む。）

（一） 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）

イ 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人の設立（合併又は組織変更による設立を含む。）の登記  
ロ 株式会社の設立の登記（ホ及びトの登記に該当するものを除く。）

ハ 有限会社又は有限責任中間法人の設立の登記（ホ及びトの登記に該当するものを除く。）

二 株式会社若しくは有限会社の資本又は有限責任中間法人の基金の増加の登記（へ及びチの登記に該当するものを除く。）

申請件数 一件につき六万円

資本の金額 千分の七

（これによつて計算した税額が十五万円に満たないときは、申請件数一件につき十五万円）  
資本の金額又は基金（代替基金を含む。） 千分の七

（これによつて計算した税額が六万円に満たないときは、申請件数一件につき六万円）  
増加した資本 千分の七  
の金額又は基金の総額

（これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）

へ 合併による株式会社若しくは有限 会社の資本又は有限責任中間法人の 基金の増加の登記	(これによつて計算した税額 が三万円に満たないときは、 申請件数一件につき三万円) 増加した資本 の金額又は基 金の総額	百万円)を超 える資本の金 額又は基金の 総額に対応す る部分につい ては、千分の 七)
消滅した会社 又は中間法人 の当該合併の 直前における 資本の金額又 は基金の総額 (当該消滅し た会社又は中 間法人が合名 会社若しくは 合資会社又は 無限責任中間 法人である場 合には、九百 万円)を超え る資本の金額 又は基金の総 額に対応する 部分について は、千分の七		

ホ 合併又は組織変更による株式会社 若しくは有限会社又は有限責任中間 法人の設立の登記	資本の金額又 は基金の総額	千分の一・五 (合併により 消滅した会社 若しくは中間 法人又は組織 変更をした会 社の当該合併 又は組織変更 の直前におけ る資本の金額 又は基金の総 額(当該消滅 した会社又は 中間法人が合 名会社若しく は合資会社又 は無限責任中 間法人である 場合には、九 百万円)を超 える資本の金 額又は基金の 総額に対応す る部分につい ては、千分の 七)
へ 合併による株式会社若しくは有限 会社の資本又は有限責任中間法人の 基金の増加の登記	(これによつて計算した税額 が三万円に満たないときは、 申請件数一件につき三万円) 増加した資本 の金額又は基 金の総額	千分の一・五 (合併により 消滅した会社 又は中間法人

ト 分割による株式会社又は有限会社  
の設立の登記

(これによって計算した税額  
が三万円に満たないときは、  
申請件数一件につき三万円)  
資本の金額

千分の一・五  
(分割をした  
会社の当該分  
割の直前にお  
ける資本の金  
額から当該分  
割の直後にお  
ける資本の金  
額を控除した  
金額を超える  
資本の金額に  
対応する部分  
については、  
千分の七)

チ 分割による株式会社又は有限会社  
の資本の増加の登記

(これによって計算した税額  
が三万円に満たないときは、  
申請件数一件につき三万円)  
増加した資本  
の金額

千分の一・五  
(分割をした  
会社の当該分  
割の直前にお  
ける資本の金  
額から当該分  
割の直後にお  
ける資本の金  
額を控除した  
金額を超える  
資本の金額に  
対応する部分  
については、  
千分の七)

ト 分割による株式会社又は有限会社  
の設立の登記

(これによって計算した税額  
が三万円に満たないときは、  
申請件数一件につき三万円)  
資本の金額

の当該合併の  
直前における  
資本の金額又  
は基金の総額  
(当該消滅し  
た会社又は中  
間法人が合名  
会社若しくは  
合資会社又は  
無限責任中間  
法人である場  
合には、九百  
万円)を超える  
資本の金額  
又は基金の総  
額に対応する  
部分について  
は、千分の七

千分の一・五  
(分割をした  
会社の当該分  
割の直前にお  
ける資本の金  
額から当該分  
割の直後にお  
ける資本の金  
額を控除した  
金額を超える  
資本の金額に  
対応する部分  
については、  
千分の七)

		千分の七)		千分の七)
リ	相互会社の設立(合併又は組織変更による設立を含む。)の登記	申請件数 一件につき三 十万円	(これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円)	対応する部分 については、 千分の七)
ヌ	新株予約権の登記	申請件数 一件につき九 万円		
ル	支店の設置の登記	支店の数 一箇所につき 六万円		
ロ	本店又は支店の移転の登記	本店又は支店 の数 一箇所につき 三万円		
ハ	重要財産委員会の登記(ロ、ホ及びトに掲げる登記の申請と同時に申請するものを除く。)	申請件数 一件につき三 万円		
ニ	社員、取締役、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役又は理事若しくは監事に関する事項の変更(会社又は相互会社若しくは中間法人の代表に関する事項の変更を含む。)の登記	申請件数 一件につき三 万円(資本の 金額又は基金 の総額が一億 円以下の会社 又は中間法人 については、 一万円)		
ヒ	支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数 一件につき三 万円		
ヘ	社員の業務執行権の喪失、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任、取締役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役、取締役、代表執行役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務代行者の選任の登記	申請件数 一件につき三 万円		
チ	分割による株式会社又は有限会社の資本の増加の登記	申請件数 一件につき三 万円	(これによつて計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円)	千分の一・五 (分割をした 会社の当該分 割の直前にお ける資本の金 額から当該分 割の直後にお ける資本の金 額を控除した 金額を超える 資本の金額に 対応する部分 については、 千分の七)
リ	相互会社の設立(合併又は組織変更による設立を含む。)の登記	申請件数 一件につき三 十万円		
ヌ	新株予約権の登記	申請件数 一件につき九 万円		
ル	支店の設置の登記	支店の数 一箇所につき 六万円		
ロ	本店又は支店の移転の登記	本店又は支店 の数 一箇所につき 三万円		
ハ	重要財産委員会の登記(ロ、ホ及びトの登記の申請と同時に申請する	申請件数 一件につき三 万円		

レ	商号の仮登記	申請件数	一件につき三万円
ロ	会社又は相互会社若しくは中間法人の解散の登記	申請件数	一件につき三万円
ツ	会社若しくは中間法人の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは中間法人の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは中間法人の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	一件につき三万円
ネ	登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからツまでに掲げるものを除く。）	申請件数	一件につき二万円
ナ	登記の更正の登記	申請件数	一件につき二万円
ラ	登記の抹消	申請件数	一件につき二万円
リ	会社又は相互会社若しくは中間法人につきその支店の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。） イ（一）イからネまでに掲げる登記	申請件数	一件につき九千円（申請に係る登記が、（一）カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本の金額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中

カ	ものを除く。） 社員、取締役、重要財産委員若しくは監査役若しくは委員会委員若しくは執行役又は理事若しくは監事に關する事項の変更（会社又は相互会社若しくは中間法人の代表に關する事項の変更を含む。）の登記	申請件数	一件につき三万円（資本の金額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人については、一万円）
キ	支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
ク	社員の業務執行権の喪失、業務執行の停止若しくは業務代行者の選任、取締役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務執行の停止又は代表取締役、取締役、代表執行役、執行役若しくは監査役若しくは理事若しくは監事の職務代行者の選任の登記	申請件数	一件につき三万円
ケ	商号の仮登記	申請件数	一件につき三万円
コ	会社又は相互会社若しくは中間法人の解散の登記	申請件数	一件につき三万円
ク	会社若しくは中間法人の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは相互会社若しくは中間法人の回復の登記又は会社若しくは相互会社若しくは中間法人の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	一件につき三万円
ケ	登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからツ	申請件数	一件につき三万円

<p>ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消</p>	<p>申請件数</p>	<p>間法人の申請に係るものである場合には 六千円） 一件につき六千円</p>
<p>(三) 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所においてする登記（四に掲げる登記を除く。）</p>	<p>営業所の数</p>	<p>一箇所につき九万円</p>
<p>イ 営業所の設置の登記（ロに掲げる登記を除く。）</p> <p>ロ 営業所を設置していない場合の外国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき六万円</p>
<p>ハ イ、ロ及びニに掲げる登記以外の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九千円</p>
<p>ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消</p> <p>(四) 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所においてする清算に係る登記を含む。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき六千円</p>
<p>イ 商法第二百二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）</p> <p>ロ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九千円</p>
<p>ロ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき六千円</p>
<p>までに掲げる登記に該当するものを除く。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき二万円</p>
<p>カ 登記の更正の登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき二万円</p>
<p>ラ 登記の抹消</p> <p>(二) 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその支店の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九千円（申請に係る登記が、 （一）カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、 資本の金額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人の申請に係るものである場合には 六千円） 一件につき六千円</p>
<p>イ (一)イからネまでに掲げる登記</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九千円（申請に係る登記が、 （一）カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、 資本の金額又は基金の総額が一億円以下の会社又は中間法人の申請に係るものである場合には 六千円） 一件につき六千円</p>
<p>(三) 外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所においてする登記（四に掲げる登記を除く。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九千円</p>
<p>ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき六千円</p>
<p>イ 営業所の設置の登記（ロの登記に該当するものを除く。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき六千円</p>
<p>ロ 営業所を設置していない場合の外</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき六千円</p>

<p>二十六 投資法人の登記</p> <p>(一) 投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第九十八号) 第</p>	<p>ハ 清算の結了の登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 千円</p>	<p>二 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに掲げるものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 千円</p>
	<p>二十五 特定目的会社の登記</p> <p>(一) 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下この号において「特定目的会社」という。）につきその本店の所在地においてする登記</p> <p>イ 特定目的会社の設立の登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき三 万円</p> <p>ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 万五千元</p> <p>ハ 登記の抹消</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 万円</p> <p>(二) 特定目的会社につきその支店の所在地においてする登記</p> <p>イ (一)イ及びロに掲げる登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 千円</p> <p>ロ 登記の抹消</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 千円</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき三 万円</p> <p>一件につき一 万五千元</p> <p>一件につき一 万円</p> <p>一件につき六 千円</p>

<p>十九の二 特定目的会社の登記</p> <p>(一) 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下この</p>	<p>国会社の登記又は当該営業所を設置していない外国会社が初めて設置する一の営業所の設置の登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき九 千円</p>	<p>ハ イ、ロ及び二に掲げる登記以外の登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき九 千円</p>
	<p>二 登記の更正の登記又は登記の抹消</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 千円</p> <p>(四) 会社又は相互会社若しくは中間法人につきその本店又は支店の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む。）</p> <p>イ 商法第二百二十三条第一項及び第二項（清算人の登記）（同法又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定による清算人の登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき九 千円</p> <p>ロ 清算人の職務執行の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 千円</p> <p>ハ 清算の結了の登記</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき二 千円</p> <p>二 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうちロに該当するものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 千円</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき九 千円</p> <p>一件につき六 千円</p> <p>一件につき九 千円</p> <p>一件につき六 千円</p> <p>一件につき二 千円</p> <p>一件につき六 千円</p>

<p>二条第十九項（定義）に規定する投資 法人につきその本店の所在地において する設立の登記</p> <p>(一) 及び(三)に掲げる登記以外の登記</p> <p>(三) 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき一 万五千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 万円</p>	
<p>二十七 有限責任事業組合契約の登記</p> <p>(一) 有限責任事業組合契約に関する法律 （平成十七年法律第四十号）第三条第 一項（有限責任事業組合契約）に規定 する有限責任事業組合契約（以下この 号において「組合契約」という。）に つきその組合の主たる事務所の所在地 においてする登記（三）に掲げる登記を 除く。）</p> <p>イ 組合契約の効力の発生の登記</p> <p>ロ 従たる事務所の設置の登記</p> <p>ハ 主たる事務所又は従たる事務所の 移転の登記</p> <p>ニ 組合員に関する事項の変更の登記</p> <p>ホ 組合員の業務執行の停止又は業務 代行者の選任の登記</p> <p>ヘ イからホまで、ト及びチに掲げる 登記以外の登記</p> <p>ト 登記の更正の登記</p> <p>チ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき六 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき三 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき三 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき三 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき二 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき二 万円</p>	

<p>号において「特定目的会社」という。 （）につきその本店の所在地においてす る登記</p> <p>イ 特定目的会社の設立の登記</p> <p>ロ イ及びハに掲げる登記以外の登記</p> <p>ハ 登記の抹消</p> <p>(二) 特定目的会社につきその支店の所在 地においてする登記</p> <p>イ (一)イ及びロに掲げる登記</p> <p>ロ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき三 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 万五千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六 千円</p>	
<p>十九の三 投資法人の登記</p> <p>(一) 投資信託及び投資法人に関する法律 （昭和二十六年法律第九十八号）第 二条第十九項（定義）に規定する投資 法人につきその本店の所在地において する設立の登記</p> <p>(二) (一)及び(三)に掲げる登記以外の登記</p> <p>(三) 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき三 万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 万五千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一 万円</p>	
<p>十九の四 有限責任事業組合契約の登記</p> <p>(一) 有限責任事業組合契約に関する法律 （平成十七年法律第四十号）第三条第 一項（有限責任事業組合契約）に規定</p>		





<p>記)又は第七条第一項(被後見人のためにする後見人の営業の登記)の規定による登記</p> <p>二 商法第二十六条第二項(営業譲渡の際の免責の登記)の登記</p> <p>ホ 商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記(これらの登記のうちイ又はロに掲げるものを除く。)</p> <p>ヘ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき一</p> <p>万八千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>	<p>万八千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>
<p>個人につきその支店の所在地においてする登記</p> <p>イ (イ)からニまでに掲げる登記</p> <p>ロ (ロ)に掲げる登記又は登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき九</p> <p>千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>	<p>一件につき九</p> <p>千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>
<p>船舶管理人の登記</p> <p>(一) 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記</p> <p>(二) 抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき三</p> <p>万円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>	<p>一件につき三</p> <p>万円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>
<p>三十一 夫婦財産契約の登記</p> <p>(一) 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十六条(夫婦財産契約の對抗要件)の登記</p> <p>(二) 登記事項の更正又は変更の登記</p> <p>(三) 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき一</p> <p>万八千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>	<p>一件につき一</p> <p>万八千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>

<p>事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記</p> <p>イ 清算人の登記</p> <p>ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記</p> <p>ハ 清算終了の登記</p> <p>ニ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき二</p> <p>千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>	<p>一件につき六</p> <p>千円</p> <p>一件につき二</p> <p>千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>
<p>二十 個人の商業登記</p> <p>(一) 個人につきその本店の所在地においてする登記</p> <p>イ 商号の新設の登記又はその取得による変更の登記</p> <p>ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記</p> <p>ハ 商法第五条(未成年者の営業の登記)又は第七条第一項(被後見人のためにする後見人の営業の登記)の規定による登記</p> <p>ニ 商法第二十六条第二項(営業譲渡の際の免責の登記)の登記</p> <p>ホ 商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消滅の登記(これらの登記のうちイ又はロに掲げる登記に該当するものを除く。)</p> <p>ヘ 登記の抹消</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき三</p> <p>万円</p> <p>一件につき三</p> <p>万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき三</p> <p>万円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一</p> <p>万八千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき一</p> <p>万八千円</p> <p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>	<p>一件につき三</p> <p>万円</p> <p>一件につき三</p> <p>万円</p> <p>一件につき一</p> <p>万八千円</p> <p>一件につき一</p> <p>万八千円</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>
<p>(二) 個人につきその支店の所在地においてする登記</p>	<p>申請件数</p> <p>一件につき六</p> <p>千円</p>	<p>一件につき六</p> <p>千円</p>

<p>三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明  (注) 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の十  一の第三項(紛争解決手続代理業務の付記)の規定により社会保  険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付  記は、新たな当該登録とみなす。</p>		<p>千円</p>
<p>(一) 公認会計士又は外国公認会計士の登  録  イ 公認会計士法(昭和二十三年法律  第三号)第十七条(登録)の公認  会計士の登録  ロ 公認会計士法第十六条の二第一項  (外国で資格を有する者の特例)の  外国公認会計士の登録</p>	<p>登録件数  一件につき六  万円</p>	<p>一件につき六  万円</p>
<p>(二) 行政書士法(昭和二十六年法律第四  号)第六条第一項(登録)の行政書士  の登録</p>	<p>登録件数  一件につき三  万円</p>	<p>一件につき三  万円</p>
<p>(三) 弁護士法(昭和二十四年法律第二  五号)第八条(弁護士の登録)の弁護  士の登録</p>	<p>登録件数  一件につき六  万円</p>	<p>一件につき六  万円</p>
<p>(四) 外国弁護士による法律事務の取扱い  に関する特別措置法(昭和六十一年法  律第六十六号)第二十四条第一項(登  録)の外国法事務弁護士の登録</p>	<p>登録件数  一件につき六  万円</p>	<p>一件につき六  万円</p>
<p>(五) 司法書士の登録又は認定  イ 司法書士法(昭和二十五年法律第  百九十七号)第八条第一項(司法書  士名簿の登録)の司法書士の登録  ロ 司法書士法第三条第二項第二号(簡  裁訴訟代理等関係業務の認定)の  認定</p>	<p>登録件数  一件につき三  万円</p>	<p>一件につき三  万円</p>

<p>イ (一)イからニまでに掲げる登記  ロ (一)ホに掲げる登記又は登記の抹消</p>	<p>申請件数  一件につき九  千円</p>	<p>一件につき九  千円</p>
<p>二十一 船舶管理人の登記</p>	<p>申請件数  一件につき三  万円</p>	<p>一件につき三  万円</p>
<p>(一) 船舶管理人の選任又はその代理権の  消滅の登記  (二) 抹消された登記の回復の登記又は登  記事項の更正若しくは変更の登記</p>	<p>申請件数  一件につき六  千円</p>	<p>一件につき六  千円</p>
<p>二十二 夫婦財産契約の登記</p>	<p>申請件数  一件につき一  万八千円</p>	<p>一件につき一  万八千円</p>
<p>(一) 民法(明治二十九年法律第八十九号  第七百五十六条(夫婦財産契約の対  抗要件)の登記  (二) 登記事項の更正又は変更の登記</p>	<p>申請件数  一件につき六  千円</p>	<p>一件につき六  千円</p>
<p>(三) 登記の抹消</p>	<p>申請件数  一件につき六  千円</p>	<p>一件につき六  千円</p>
<p>二十三 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明  (注) 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第十四条の十  一の第三項(紛争解決手続代理業務の付記)の規定により社会保  険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付  記は、新たな当該登録とみなす。</p>	<p>登録件数  一件につき六  万円</p>	<p>一件につき六  万円</p>
<p>(一) 弁護士法(昭和二十四年法律第二  五号)第八条(弁護士の登録)の弁護  士の登録</p>	<p>登録件数  一件につき六  万円</p>	<p>一件につき六  万円</p>
<p>(二) 外国弁護士による法律事務の取  扱いに関する特別措置法(昭和六十  一年</p>	<p>登録件数  一件につき六  万円</p>	<p>一件につき六  万円</p>

(六) 土地家屋調査士の登録又は認定 イ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条第一項（土地家屋調査士名簿の登録）の土地家屋調査士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ 土地家屋調査士法第三条第二項第二号（民間紛争解決手続代理関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき五千円
(七) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	登録件数	一件につき六万円
(八) 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第三十二条第一項又は第二項（登録）の技術士又は技術士補の登録 イ 技術士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ 技術士補の登録	登録件数	一件につき一万五千元
(九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録 イ 次に掲げる者の新規登録	登録件数	一件につき六万円
(1) 医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき三万円
(2) 薬剤師の登録	登録件数	一件につき三万円
(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は歯科技工士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ イ(1)から(3)までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(十) 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第	登録件数	一件につき六万円
年法律第六十六号）第二十四条第一項（登録）の外国法事務弁護士登録	登録件数	一件につき三万円
(二) 司法書士の登録又は認定	登録件数	一件につき三万円
イ 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第八条（司法書士名簿の登録）の司法書士の登録	認定件数	一件につき五千円
ロ 司法書士法第三条第二項第二号（簡裁訴訟代理等関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき三万円
(三) 土地家屋調査士の登録又は認定	登録件数	一件につき三万円
イ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第八条（土地家屋調査士名簿の登録）の土地家屋調査士の登録	認定件数	一件につき五千円
ロ 土地家屋調査士法第三条第二項第二号（民間紛争解決手続代理関係業務の認定）の認定	認定件数	一件につき五千円
(四) 公認会計士又は外国公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十七条（登録）の公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ 公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
(五) 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条（登録）の税理士の登録	登録件数	一件につき六万円
(六) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録	登録件数	一件につき六万円
イ 次に掲げる者の新規登録 (1) 医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき六万円



十九号)による柔道整復師名簿にする登録

イ 柔道整復師法第六条第一項(登録)の柔道整復師の登録

ロ 登録事項の変更の登録

(四) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第四条第三項(登録)の管理栄養士の登録

(六) 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)による理容師名簿にする登録

イ 理容師法第五条の二第一項(登録)の理容師の登録

ロ 登録事項の変更の登録

(七) 美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)による美容師名簿にする登録

イ 美容師法第五条の二第一項(登録)の美容師の登録

ロ 登録事項の変更の登録

(六) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二十八条(登録)の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項(登録)の介護福祉士の登録

イ 社会福祉士の登録

ロ 介護福祉士の登録

(六) 精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第二十八条(登録)の精

神保健福祉士の登録

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき一万五千元

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき一万五千元

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき一万五千元

摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿にする登録

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第三条の三第一項(登録)のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の登録

ロ イに掲げる者に係る登録事項の変更の登録

(六)の六 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)による柔道整復師名簿にする登録

イ 柔道整復師法第六条第一項(登録)の柔道整復師の登録

ロ 登録事項の変更の登録

(七) 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第四条第三項(登録)の管理栄養士の登録

(七)の二 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)による理容師名簿にする登録

イ 理容師法第五条の二第一項(登録)の理容師の登録

ロ 登録事項の変更の登録

(七)の三 美容師法(昭和三十二年法律第百六十三号)による美容師名簿にする登録

イ 美容師法第五条の二第一項(登録)の美容師の登録

ロ 登録事項の変更の登録

イ 美容師法第五条の二第一項(登録)の美容師の登録

ロ 登録事項の変更の登録

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき一万五千元

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき九千円

登録件数

一件につき千円

登録件数

一件につき千円

神保健福祉士の登録

(三) 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣医師名簿にする登録

イ 獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録

ロ 獣医師法附則第十五項（獣医師法の準用）において準用する同法第七条第一項の獣医仮免状の所有者の登録

ハ 登録事項の変更の登録

(二十) 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録

イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録

ロ 社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記

(二十一) 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の作業環境測定士の登録

イ 第一種作業環境測定士の登録

ロ 第二種作業環境測定士の登録

(二十二) 計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第一項（登録）の計量士の登録

(二十四) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十七条第一項（登録）の弁理士の登録

登録件数

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき九千円

登録件数  
一件につき九千円

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき三万円

申請件数  
一件につき五千円

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき一万五千元

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき六万円

登録件数  
一件につき六万円

(七の四) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録

イ 社会福祉士の登録

ロ 介護福祉士の登録

(七の五) 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）第二十八条（登録）の精神保健福祉士の登録

(七の六) 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする登録

イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社会保険労務士の登録

ロ 社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記

(八) 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣医師名簿にする登録

イ 獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録

ロ 獣医師法附則第十五項（獣医師法の準用）において準用する同法第七条第一項の獣医仮免状の所有者の登録

ハ 登録事項の変更の登録

(九) 削除

(十) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第十七条第一項（登録）の弁理士の登録

登録件数  
一件につき一万五千元

登録件数  
一件につき九千円

登録件数  
一件につき九千円

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき三万円

申請件数  
一件につき五千円

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき九千円

登録件数  
一件につき三万円

登録件数  
一件につき六万円

登録件数  
一件につき六万円